

事務連絡
平成 23 年 8 月 22 日

各都道府県 容器包装リサイクル法担当官 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室

使用済ペットボトル等の再商品化のための円滑な引渡しの推進について

平素より容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の施行に当たっては、格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、市町村により分別収集された使用済ペットボトル等については、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 76 号。以下「改正容器包装リサイクル法」という。)の施行に伴い、改正された容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針

(平成 18 年 12 月財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第 10 号。以下「基本方針」という。)により、市町村により分別収集された使用済ペットボトル等については、指定法人等に円滑に引き渡すこと、また、使用済ペットボトル等の分別基準適合物を市町村が指定法人以外の事業者に引き渡す場合にあっては、「分別収集された容器包装廃棄物が環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されていることを確認することが必要である。同時に、市町村は、このような容器包装廃棄物の処理の状況等については、住民への情報提供に努めることが必要である。」としています。

この度、平成 22 年度の「廃ペットボトルの輸出等市町村における独自処理に関する実態調査」の結果について公表しました。これによると、平成 23 年度の指定法人ルートでの処理計画量の割合は前年度とほぼ同じ 67.7% であり、32.3% は市町村の独自ルートとなっています。指定法人に引き渡されない場合にあって、引き渡しの要件を設定していない市町村は昨年度とほぼ同じ 37.6% でした。

また、使用済ペットボトルの処理先について、住民へ情報提供していない市町村は 46.4% と昨年度と比較して大幅な変化がない状況であり、こういった状況は上記「基本方針」の趣旨に反していると言わざるを得ません。

今後もこうした状況に大きな改善がみられない場合、来年度以降の調査結果公表に当たっては、引き渡しの要件を設定していない市町村名及び住民へ情報提供していない市町村名の公表も視野に入れた対応を検討します。

以上のことから、上記基本方針に基づき、引き続き指定法人等への円滑な引渡しの促進について市町村への周知徹底方よろしくお願ひいたします。